

高萩・北茨城広域事務組合職員定数条例

昭和59年6月15日

条例第6号

改正 令和元年10月1日条例第9号

令和2年3月27日条例第3号

(定数)

第1条 この条例で「職員」とは、組合の管理者、議会、監査委員、公平委員会及び公営企業の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 30人
- (2) 議会の事務部局の職員 4人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 3人
- (4) 公平委員会の事務部局の職員 事務職員 2人
- (5) 工業用水道事業企業職員 7人

(委任)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第9号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。